



令和7年度地方最低賃金審議会における審議結果等について

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

- 1 令和7年度地域別最低賃金の審議結果（最低賃金額一覧）
- 2 目安から10円以上の引上げを行った県における引上げの根拠
- 3 発効日について
- 4 令和7年度審議における労使委員の退席
- 5 中央最低賃金審議会で使用した主なデータの都道府県別データについて

1 令和7年度地域別最低賃金の審議結果（最低賃金額一覧）

ランク 目安	都道府県 名	最低賃金時間額 【円】	引上げ		目安差額	採決状況 (※3)	発効日	ランク 目安	都道府県 名	最低賃金時間額 【円】	引上げ		目安差額	採決状況 (※3)	発効日
			率 【%】	額 【円】							率 【%】	額 【円】			
A 5.6% 63円	埼玉	1,141	5.8	63	±0	△	11/1	B 6.3% 63円	和歌山	1,045	6.6	65	+2	○	11/1
	千葉	1,140	5.9	64	+1	□	10/3		島根	1,033	7.4	71	+8	□	11/16
	東京	1,226	5.4	63	±0	□	10/3		岡山	1,047	6.6	65	+2	△	12/1
	神奈川	1,225	5.4	63	±0	○	10/4		広島	1,085	6.4	65	+2	□	11/1
	愛知	1,140	5.8	63	±0	△	10/18		山口	1,043	6.5	64	+1	□	10/16
	大阪	1,177	5.7	63	±0	○	10/16		徳島	1,046	6.7	66	+3	○	1/1
B 6.3% 63円	北海道	1,075	6.4	65	+2	□	10/4	香川	1,036	6.8	66	+3	▲	10/18	
	宮城	1,038	6.7	65	+2	□△	10/4	愛媛	1,033	8.1	77	+14	○	12/1	
	福島	1,033	8.2	78	+15	□	1/1	福岡	1,057	6.6	65	+2	□	11/16	
	茨城	1,074	6.9	69	+6	□	10/12	C 6.7% 64円	青森	1,029	8.0	76	+12	□	11/21
	栃木	1,068	6.4	64	+1	○	10/1		岩手	1,031	8.3	79	+15	■	12/1
	群馬	1,063	7.9	78	+15	□	3/1		秋田	1,031	8.4	80	+16	□	3/31
	新潟	1,050	6.6	65	+2	□	10/2		山形	1,032	8.1	77	+13	□	12/23
	富山	1,062	6.4	64	+1	□	10/12		鳥取	1,030	7.6	73	+9	○	10/4
	石川	1,054	7.1	70	+7	□	10/8		高知	1,023	7.5	71	+7	○	12/1
	福井	1,053	7.0	69	+6	□	10/8		佐賀	1,030	7.7	74	+10	■	11/21
	山梨	1,052	6.5	64	+1	△	12/1		長崎	1,031	8.2	78	+14	■	12/1
	長野	1,061	6.3	63	±0	△	10/3		熊本	1,034	8.6	82	+18	□■	1/1
	岐阜	1,065	6.4	64	+1	○	10/18		大分	1,035	8.5	81	+17	□	1/1
	静岡	1,097	6.1	63	±0	□△	11/1		宮崎	1,023	7.5	71	+7	□	11/16
	三重	1,087	6.3	64	+1	▲	11/21		鹿児島	1,026	7.7	73	+9	□	11/1
	滋賀	1,080	6.2	63	±0	□△	10/5		沖縄	1,023	7.5	71	+7	□	12/1
	京都	1,122	6.0	64	+1	□	11/21								
	兵庫	1,116	6.1	64	+1	□	10/4								
奈良	1,051	6.6	65	+2	○	11/16									
	全国 加重 平均額	1,121	6.3	66											

(※1) 各ランクの引上げ率は、Aランク5.6%（目安時：5.6%）、Bランク6.6%（目安時：6.3%）、Cランク8.0%（目安時：6.7%）

(※2) 赤ハイライトは目安+10円以上又は3月発効、黄色ハイライトは目安+1～9円又は1月1日発効、青ハイライトは、Cランク>Bランクとランク間で逆転が生じているもの。

(※3) 採決状況 ○：全会一致、□：使側反対、■：使側退席、△：労側反対、▲：労側退席

2 目安から10円以上の引上げを行った県における引上げの根拠

都道府県名	大幅引上げの根拠
<p>熊本県 【1,034円、 +18円（+8.6%）】 （参考）影響率：21.6%</p>	<p>【3要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者物価指数が全国平均を上回り、特に食料が8.1%と高く、最賃近傍労働者の生活費負担が増大。また、閣議決定の「1%程度の実質賃金上昇」への配慮も考慮。 ・賃上げも中小企業を中心に高い水準で推移しており（春闘賃金妥結状況：5.18%）、賃金原資の確保が可能な状況と評価。 ・外国人労働者の流出が顕著で、賃金水準底上げによる人材確保・定着の必要性も議論。
<p>大分県 【1,035円、 +17円（+8.5%）】 （参考）影響率：27.6%</p>	<p>【3要素+総合指数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料品等の物価高騰が最賃近傍労働者の生活に与える影響を懸念し、生計費を重視。（※参考：食料における直近（6月）の対前年同月比は+7.7%） ・福岡・熊本への人口流出が大きな課題とされており、特に総合指数（令和5年の目安安全協で賃金動向をはじめとする諸指標を総合化した指数）で大分を下回る熊本との最低賃金格差が開かないことを重視。
<p>秋田県 【1,031円、 +16円（+8.4%）】 （参考）影響率：29.3%</p>	<p>【3要素+総合指数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「光熱・水道」（+7.3%）や「食料」（+5.4%）の上昇率が高いことから生計費を重視したほか、賃上げの傾向が続いていることにも着目。 ・最賃が全国最下位との地元紙等での報道により、県民に最下位脱出への強い意識。 ・総合指数における順位が鳥取に次ぐ順位であり、数年前まで秋田は鳥取を上回る水準であったことから、少なくとも鳥取と同程度の額にすべきだとの考え。（※鳥取 957円(R6)⇒1,030円(R7)） ・若年層の県外流出への懸念も加わり、3要素に加え、地域のイメージ改善と人口流出対策を重視。
<p>岩手県 【1,031円、 +15円（+8.3%）】 （参考）影響率：29.4%</p>	<p>【3要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者物価地域差指数が全国平均と同水準（100ポイント）でCランク平均（98.87ポイント）を1.13ポイント上回り、勤労者世帯の消費支出額も全国平均を大きく超えていることから、生活コストが高い地域であり、Cランクの目安（6.7%）からの上乘せの必要性を認識。 ・全国加重平均と比べて103円、率にして10.8%の乖離があり、全国でも下位に位置している。Cランク各県では地域間格差是正が重要な課題として意識されており、同県においても目安額から大幅な上積みを実施。

（注）影響率は、「令和6年最低賃金に関する基礎調査」によるもので、令和6年度の各地方最低賃金審議会で使用された調査結果から算出した数値（全国平均23.2%）。事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）が調査対象。

2 目安から10円以上の引上げを行った県における引上げの根拠

都道府県名	大幅引上げの根拠
<p>福島県 【1,033円 +15円（+8.2%）】 （参考）影響率：21.9%</p>	<p>【3要素】 ・現状、<u>消費者物価指数が賃金の伸びを上回っていることが最重要課題</u>とされ、福島県における「<u>決まって支給する給与賃金指数（103.86ポイント）</u>」と「<u>消費者物価指数総合（111.08ポイント）</u>」の差（7.2ポイント）の解消を最優先事項とした。また、<u>閣議決定の「1%程度の実質賃金上昇」への配慮も加味し、物価と賃金の乖離を埋めるための引上げ率を算定。</u></p>
<p>群馬県 【1,063円、 +15円（+7.9%）】 （参考）影響率：18.5%</p>	<p>【3要素+隣県】 ・関東圏で唯一最賃が1,000円未満であることが報道され、労使含め、県民間に引上げへの強い期待 ・<u>北関東3県との比較で、生計費や賃金水準等は同等以上にもかかわらず、最賃額に大きな差があることが問題視され、格差是正の必要性が強く認識</u> ※茨城1,005円⇒1,074円、栃木1,004円⇒1,068円 群馬985円⇒1,063円</p>
<p>愛媛県 【1,033円 +14円（+8.1%）】 （参考）影響率：24.4%</p>	<p>【3要素+隣県+総合指数】 ・法定3要素に加え、<u>他県との相対的順位やランク逆転の実態を慎重に検討</u>。特に、Bランクである愛媛の最低賃金がCランクの鳥取県や佐賀県と逆転・近接（※）している状況を是正するため、<u>各種経済指標や賃金改定状況を精査</u>。総合指数における順位が1つ下の鳥根の令和7年度引上げ後の最低賃金（1,033円）と同水準となることも重要な判断材料。<u>生活水準の維持と地域間格差の解消が両立するよう、目安額からの大幅な上積みを実施。</u> ※ 令和6年度 鳥取957円 愛媛956円 佐賀956円</p>
<p>長崎県 【1,031円 +14円（+8.2%）】 （参考）影響率：26.9%</p>	<p>【3要素+隣県】 ・食料品や光熱水道費の物価上昇率が非常に高く、特に食料品（生鮮食品除く）の<u>上昇率が8.0%</u>（長崎市の令和7年1～6月平均）であったことから、<u>最賃近傍労働者の生活への影響を懸念</u>。 ・賃金支払い能力については、<u>企業倒産件数が少なく（全国5位）、日銀短観でも全国平均を上回る業況判断が示され、先行きも安定していることを考慮</u>。 ・九州近県（佐賀、熊本、大分）との<u>地域間格差是正も意識</u>。</p>

（注）影響率は、「令和6年最低賃金に関する基礎調査」によるもので、令和6年度の各地方最低賃金審議会で使用された調査結果から算出した数値（全国平均23.2%）。事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）が調査対象。

2 目安から10円以上の引上げを行った県における引上げの根拠

都道府県名	大幅引上げの根拠
山形県 【1,032円 +13円（+8.1%）】 （参考）影響率：24.0%	【3要素+隣県+総合指数】 ・消費者物価指数のうち <u>食料品の上昇率が7.5%</u> と全国平均を大きく上回り、東北6県の中でも突出して高い水準であることから、生計費を最も重視。 ・若年労働者の県外流出が課題となっており、宮城県など隣接県との賃金水準の差を是正する必要性を認識。 <u>総合指数（全国37位）との整合性も考慮。</u> ※宮城 令和7年度1,038円
青森県 【1,029円 +12円（+8.0%）】 （参考）影響率：30.6%	【3要素+隣県】 ・食料品（青森市の令和7年1～6月平均6.46%）や、 <u>灯油を含む光熱費の物価上昇（同8.36%）</u> が著しく、特に冬季の生活に不可欠な支出が労働者の生計を圧迫している状況。 ・生活保護水準との乖離が全国で3番目に小さく、最賃近傍労働者の勤労意欲や生活水準の維持が課題。 ・函館市など賃金水準の高い近隣地域への人口流出も懸念され、 <u>地域間格差是正も重要な視点。</u> ※北海道 令和7年度1,075円
佐賀県 【1,030円 +10円（+7.7%）】 （参考）影響率：24.3%	【3要素】 ・佐賀市の食料の消費者物価指数は全国（6.4%）を大きく上回って推移（7.68%）しており、最賃近傍労働者の生活と健康に与える影響を懸念。 ・消費者物価指数を特に重視したことに加え、 <u>企業倒産件数が全国の中で最低水準であり</u> 、賃金支払能力にも一定の余裕があると判断し、春闘賃金妥結状況（5.91%（県内本社事業場））を上回る水準で上積み。

（注）影響率は、「令和6年最低賃金に関する基礎調査」によるもので、令和6年度の各地方最低賃金審議会で使用された調査結果から算出した数値（全国平均23.2%）。事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）が調査対象。

3 発効日について 発効日を令和8年1月1日以降に指定した県の根拠

都道府県名	発効日指定の根拠
<p>秋田県 (令和8年3月31日) 【1,031円、 +16円(+8.4%)】 (参考) 影響率：29.3%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであることや、最賃引上げの影響率は全国でも高い水準にあり(令和6年度全国3位)、令和7年度の引上げで更に影響率が高まることが想定。</u> ・<u>このような状況から、企業の準備期間を十分に確保する必要性が他県と比較しても高く、制度上可能な最大限の準備期間を確保。</u>
<p>群馬県 (令和8年3月1日) 【1,063円、 +15円(+7.9%)】 (参考) 影響率：18.5%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>これまで目安を大幅に超える改定を行っていないことを受け、企業の準備期間を十分確保する必要性がある一方、企業における給料の締め日の状況や「1日」という県民への分かりやすさの観点を踏まえて、最大限の準備期間を確保。</u>
<p>福島県 (令和8年1月1日) 【1,033円 +15円(+8.2%)】 (参考) 影響率：21.9%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>過去に例を見ない大幅な引上げであること、官公需を含めた価格転嫁などの見直しが必要になること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>
<p>徳島県 (令和8年1月1日) 【1,046円 +3円(+6.7%)】 (参考) 影響率：27.4%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>2年間で150円という全国でも例のない大幅引上げとなるため、十分な準備期間を確保する必要があること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>
<p>熊本県 (令和8年1月1日) 【1,034円、 +18円(+8.6%)】 (参考) 影響率：21.6%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>8月10日からの大雨で県内に大きな被害が生じたため、使側は復旧に時間を要するとして令和7年度は例年よりも指定日発効を強く要望した。労側は当初、最賃と今回の大雨被害は別の問題として早期発効を求めたものの、被害状況を踏まえて令和7年度に限った特殊事情として最終的に同意し、答申時期も考慮して発効日を1月1日とすることで労使が合意。</u>
<p>大分県 (令和8年1月1日) 【1,035円、 +17円(+8.5%)】 (参考) 影響率：27.6%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであること、最賃引上げの影響も令和6年度時点で27.6%と高い水準であったが、令和7年度の引上げで更に高まること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>

(注) 影響率は、「令和6年最低賃金に関する基礎調査」によるもので、令和6年度の各地方最低賃金審議会で使用された調査結果から算出した数値(全国平均23.2%)。事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)が調査対象。

3 発効日について 目安額よりも高く引き上げ、発効日を10月上旬とした県の審議状況

都道府県名	内容
<p>栃木県 (令和7年10月1日) 【1,068円、 +1円(+6.4%)】 (参考)影響率:25.3%</p>	<p>・審議開始当初、公益から「審議を尽くした上で発効日を遅らせるのはともかく、審議スケジュールの遅れにより発効日が遅れることは本来あってはならない」との考えが示され、労使とも反対はなかった。これにより、<u>公労使で「早期発効を目指す」との認識共有が図られ、法定どおり10月1日発効としたもの。</u></p>
<p>鳥取県 (令和7年10月4日) 【1,030円、 +9円(+7.6%)】 (参考)影響率:27.0%</p>	<p>・引上げ額について全会一致で議決した後、<u>公益が発効日を法定どおり10月4日とする旨提案。労使から反対がなく、結審。</u></p>
<p>福井県 (令和7年10月8日) 【1,053円、 +6円(+7.0%)】 (参考)影響率:22.0%</p>	<p>・引上げ額について議決した後、<u>労側が法定どおり10月8日発効としたい旨提案。使側・公益から反対がなく、結審。</u></p>
<p>石川県 (令和7年10月8日) 【1,054円、 +7円(+7.1%)】 (参考)影響率:18.6%</p>	<p>・審議開始当初、労側から審議が長引くことで発効日が例年(10月上旬)より遅れることへの懸念が、使側からは引上げ額が大きいなら発効日も検討するべきとの考えが示されたが、その後、具体的な議論はなかった。 ・<u>最終的に公益が改正額及び法定どおりの10月8日発効を提案し、賛成多数により結審。</u></p>
<p>茨城県 (令和7年10月12日) 【1,074円 +6円(+6.9%)】 (参考)影響率:24.6%</p>	<p>・審議開始当初、労側から、「例年10月1日発効を目指して取り組んできた」、「今年度、審議日程の都合で、(予定通りに審議が進んだ場合でも)発効日が10月12日にずれ込むのは不満だが、1日でも早い発効日となるよう取り組みたい」との考えが示された。その後、使側・公益から発効日について特段の意見は示されず、<u>公益から法定どおり10月12日発効を提案し、労使から反対がなく、結審。</u></p>

(注) 影響率は、「令和6年最低賃金に関する基礎調査」によるもので、令和6年度の各地方最低賃金審議会で使用された調査結果から算出した数値(全国平均23.2%)。事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)が調査対象。

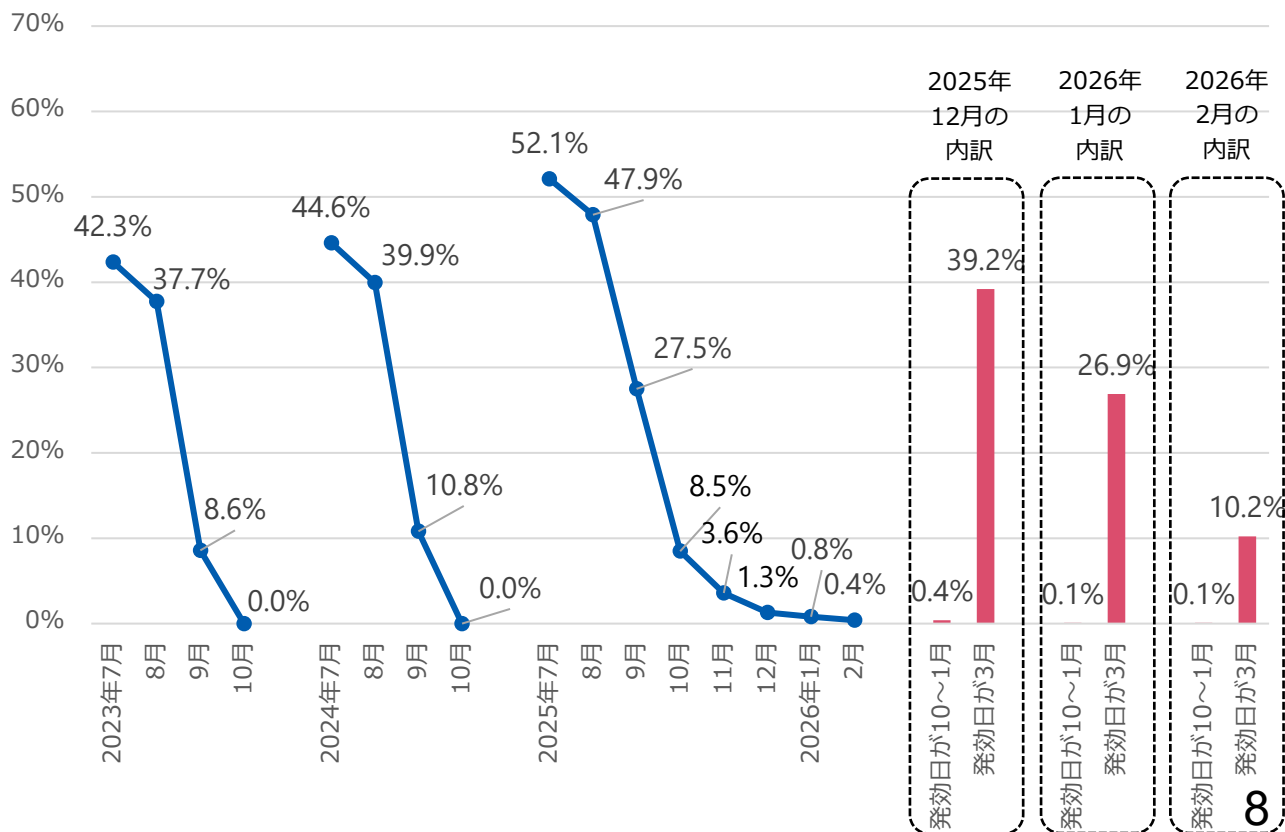
3 発効日について

全国平均 引上げ後の最低賃金を下回ることとなるパートタイム求人の割合 (2025年7月～26年2月、新規求人、一般パートタイム)

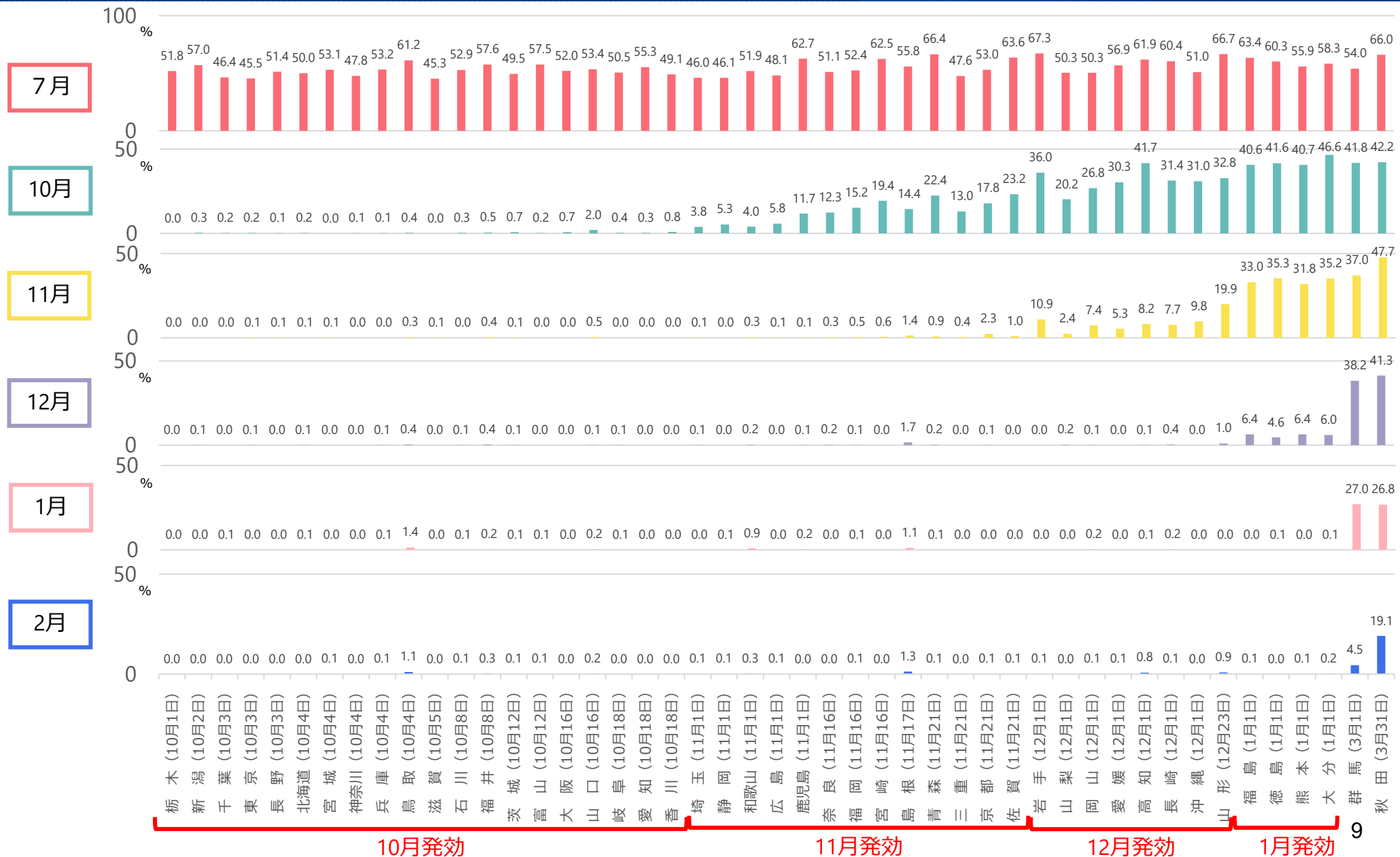
- ハローワークで受理したパートタイムの求人賃金を用いて、引上げ後の最低賃金を下回ることとなる求人の割合（以下、「未達求人割合」という。）を特別集計した。最低賃金との比較に用いる求人賃金は、各求人に記載された「支給額（基本給＋定額的に支払われる手当）」における「下限額」を用いた。
- 令和7年度の全国平均の未達求人割合は、2025年7月は52.1%、8月は47.9%、9月は27.5%、10月は8.5%、11月は3.6%、12月は1.3%、2026年1月は0.8%、2月は0.4%となっている。発効日が3月の2県の未達求人割合についてみると、2025年12月は39.2%（発効日が10～1月の45都道府県では0.4%）、2026年1月は26.9%（同0.1%）、2月は10.2%（同0.1%）となっている。
- ※ 既に引上げ後の最低賃金が発効している都道府県であっても、月の後半に発効する場合や夜間の守衛など断続的労働に関する減額特例のケースも含まれることから、割合が0%になっていない場合もあることに留意。

	新規パート 求人数 (全体)	支給額(下限額) が引上げ後の最低 賃金を下回ること となる求人数
2023年7月	320,100	135,536
8月	332,922	125,572
9月	326,980	28,052
10月	361,178	351
2024年7月	322,866	144,038
8月	296,312	118,324
9月	311,026	33,628
10月	362,915	600
2025年7月	315,590	164,322
8月	277,463	132,797
9月	297,333	81,833
10月	333,179	28,240
11月	273,522	9,807
12月	295,966	3,842
うち発効日10月～1月	288,901	1,069
うち発効日3月	7,065	2,773
2026年1月	347,209	2,667
うち発効日10月～1月	338,240	253
うち発効日3月	8,969	2,414
2026年2月	308,324	1,084
うち発効日10月～1月	300,350	272
うち発効日3月	7,974	812

未達求人割合(全国)の推移



3 発効日について 各都道府県の未達求人割合（％）の動向 （発効日順、求人の就業地別、2025年7月、10月～26年2月）



4 令和7年度審議における労使委員の退席

- 令和7年度審議では、6県（使側4県、労側2県）で労使いずれかの退席が生じた。
- 厚生労働省及び都道府県労働局が把握した退席理由として、以下のようなものがあった。

—	厚生労働省・都道府県労働局が把握した退席理由
A県	【引上げ額及びその算定根拠に対する強い不満】 示された引上げ額は、隣県との過度な引上げ競争を前提にした数字で理解できるものではないため、最大限の強い反対意思を示す必要があるとして退席。
B県	【審議手続きに対する強い不満（議論の積み重ねと異なる内容）】 協議を重ねた後に示された金額・発効日が、それまでの協議内容と異なり、突然、相手方寄りとなった。手続きの一貫性と信頼性が損なわれたため、反対票では意思が伝わらないと判断し退席。
C県	【審議手続きに対する強い不満（議論が不十分）】 金額が示された後で、具体的な議論がないまま、唐突に相手方の主張した発効日を提示されたため、反発して退席。

※令和6年度審議では1県（使側退席）、令和5年度審議では0県。

※このほか、同様の理由による退席が、各類型についても1県ずつある。

5 中央最低賃金審議会で使用した主なデータの都道府県別データについて

法定 3要素	都道府県別データがないもの	「ない」理由	対応方法
生計費	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者物価指数の一部（購入頻度別指数等） 	調査票情報の提供がない	<ul style="list-style-type: none"> ● 例えば「頻繁に購入する品目」が含まれる中分類指数（都道府県庁所在地別）で代用
賃金	<ul style="list-style-type: none"> ● 春季賃上げ妥結状況（連合）等 	都道府県別のデータは地方組織が集計	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方組織が集計結果を公表
	<ul style="list-style-type: none"> ● 賃金改定状況調査結果 	都道府県別では客体数が小さく、データの信頼性が担保されない	<ul style="list-style-type: none"> ● A B Cのランク別データ
通常の 事業の 支払能力	<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断 	日本全体の経済状況や雇用動向を評価する資料	<ul style="list-style-type: none"> ● 日銀支店、地方財務局、地銀・信金、地域シンクタンク等のレポートを引用
	<ul style="list-style-type: none"> ● 日銀短観による企業の業況判断及び収益 	調査票情報のオーダーメイド集計は有償かつ全国集計のみ可	<ul style="list-style-type: none"> ● 日銀支店、中小企業基盤整備機構、地銀・信金、地域シンクタンク等のレポートを引用
	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人企業統計による企業収益 	調査票情報を二次利用しても、都道府県は法人の本社所在地の都道府県を意味し、必ずしも各都道府県内の事業所の支払い能力を意味しない	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方財務局、中小企業基盤整備機構、地銀・信金、地域シンクタンク等のレポートを引用